

協議第 1 号

水道用水供給事業組織の取扱いについて

水道用水供給事業組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 9 月 3 日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

水道用水供給事業組織（調整項目番号 1）

新用水供給事業を円滑に運営するため、企業局に「(仮称)用水供給部」を新設する。

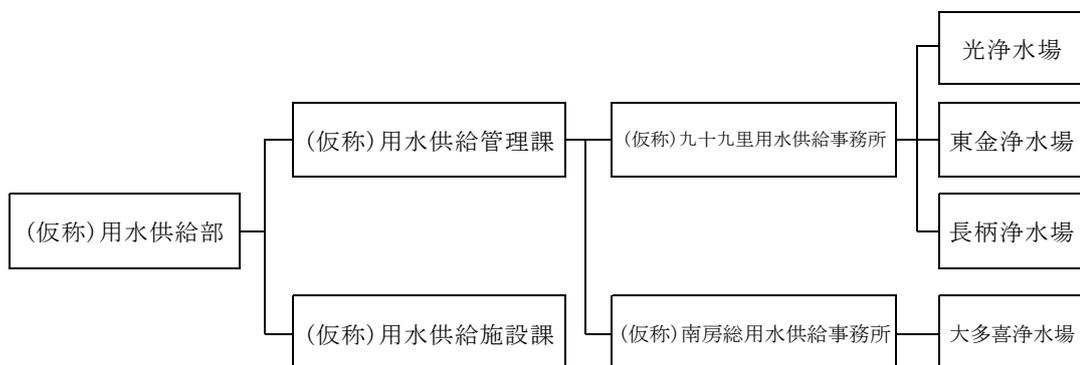
(仮称)用水供給部には、用水供給事業の総合調整、企画、経営管理等を担う「(仮称)用水供給管理課」及び大規模施設の更新や施設の維持・運転管理の総括等を担う「(仮称)用水供給施設課」を設置する。

また、地域において施設の更新や維持・運転管理等を行うため、「(仮称)九十九里用水供給事務所」及び「(仮称)南房総用水供給事務所」を設置する。

なお、人事、予算、経理などの管理部門は、現企業局の管理部に集約する。

詳細な組織体制については統合までに調整する。

<イメージ図>



※(仮称)用水供給管理課及び(仮称)用水供給施設課は企業局新庁舎(千葉市中央区中央)に、(仮称)九十九里用水供給事務所及び(仮称)南房総用水供給事務所はそれぞれ現在の企業団の庁舎に置く。

協議第2号

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件の取扱いについて

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件（調整項目番号4）

（職員の任免）

職員の任免については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、職員の採用方法や退職に係る勧奨の取扱い基準の有無に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

また、両企業団に現に所属する職員のうち、希望者については引き続き県職員として勤務する方針とするが、法令上、身分は企業局に自動継承されないため、県は新たな採用行為を行うこととする。なお、両企業団職員はすでに企業団実施の採用試験に合格し現に任用されている地方公務員であり、職務に必要な一定の教養や専門性、適性は担保されていると考えられるため、採用は、書類による選考で行う予定とする。

（分限）

分限処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、降給制度の有無等の相違はあるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

（懲戒）

懲戒処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、交通事故等に係る処分の基準等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

（その他勤務条件）

各団体とも、条例等にその他勤務条件を定めており、休暇の種類や期間等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

協議第3号

職員の勤務時間（一般職員、交代勤務など）の取扱いについて

職員の勤務時間（一般職員、交代勤務など）の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

職員の勤務時間（一般職員、交代勤務など）（調整項目番号8）

（一般職員（交替制勤務職員を除く職員））

各団体の勤務時間等については、企業局では令和6年6月にフレックスタイム制が導入されているという相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

（交替制勤務職員）

各団体の勤務時間等については、週休日や始業・終業時刻等に相違はあるものの、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。

協議第4号

資産管理・計画・運用の取扱いについて

資産管理・計画・運用の取扱いについて、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業体と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

資産管理・計画・運用（調整項目番号40）

各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、資産管理等について定めており、財産の貸付等の事務処理に相違はあるものの、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。

また、水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合に関する覚書」（以下、「覚書」という）第3条第2項の規定に基づき、両企業団において、解散前に処分するとされていることから、統合までに、両企業団において処分を行う。

なお、関係団体との協議により、技術的に撤去が困難であると見込まれるものについては、状況に応じた対応を検討したうえで、企業局が管理を引き継ぐものとする。

【参考】覚書抜粋

（資産等の引継ぎ）

第3条 統合後において水道用水供給事業の用に供する資産及び負債については、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

2 統合後において水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債は、構成市町村との協議により、両企業団において解散前に処分するものとする。

協議第5号

災害対策基本計画策定の取扱いについて

災害対策基本計画策定について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

災害対策基本計画策定（調整項目番号 113）

企業局では、千葉県地域防災計画に基づき、水道事業としての災害時における対策を定めた「企業局水道事業震災対策基本計画」及び「企業局水道事業事故等対策基本計画」を策定し、災害対応を行っている。

両企業団においても災害時における対策を定めて災害対応を行っているところだが、統合後は県の組織となることから、企業局の基本計画を参考に、統合までに千葉県地域防災計画に基づいた新用水供給事業としての災害対策基本計画を策定することとする。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第135号）に基づき、水道事業者等は、水道の強靱化が求められ、「地震以外の災害や事故時の対応も含めて、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定すること。」とされている。
- 2 「千葉県地域防災計画（令和5年度修正）」（千葉県防災会議）では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について記載されている。

協議第6号

応急対策マニュアル等作成の取扱いについて

応急対策マニュアル等作成について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

応急対策マニュアル等作成（調整項目番号 114）

1 危機管理対策マニュアル

両企業団は、地震や事故等に対する対策マニュアルを策定しているものの内容に相違があることから、統合までに企業局の各対策マニュアル及び国の「危機管理対策マニュアル策定指針」を参考に、新用水供給事業としての危機管理対策マニュアルを策定することとする。

2 水安全計画

各団体ともに国の「水安全計画策定ガイドライン」に基づき計画を策定しており、水源から給水栓もしくは受水団体の配水池までに存在する危機リスクの抽出及び対応等を行っていることから、統合までに両企業団の現行の計画を基に、新用水供給事業としての水安全計画を策定することとする。

3 情報セキュリティ対策マニュアル

両企業団ともにネットワーク運用規程等において、情報セキュリティ対策を掲げているものの、統合後は県の組織となることから、「千葉県情報セキュリティ基本方針」、「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を講じるとともに、「千葉県企業局情報システム運用管理要領」、「千葉県企業局情報システム危機管理対応マニュアル」の改正を行い、同要領等に基づき対応することとする。

4 訓練の実施

両企業団ともにマニュアル等に基づき訓練を実施しているが、内容に相違があることから、統合後においては、新たに策定する危機管理対策マニュアルに基づき、

災害時における対応力向上のため、訓練を実施することとする。

【参考】

- 1 「水道の基盤を強化するための基本的な方針」（令和元年厚生労働省告示第135号）に基づき、水道事業者等は、水道の強靱化が求められ、「地震以外の災害や事故時の対応も含めて、自らの職員が被災する可能性も視野に入れた事業継続計画、地域防災計画等とも連携した災害時における対策マニュアルを策定すること。また、それらの計画やマニュアルを踏まえて、（中略）訓練を実施し、平時から災害に対応するための体制を整備すること。」とされている。
- 2 「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」（令和2年7月厚生労働省）により、「地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められ、災害時や事故時にこのような諸活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。」とされている。
(危機管理対策マニュアル策定指針 指針一覧)
地震対策、風水害対策、水質汚染事故対策、施設事故・停電対策、管路事故・給水装置凍結対策、テロ対策マニュアル策定指針、濁水対策、新型インフルエンザ対策
- 3 「「水安全計画策定ガイドライン」の送付について」（平成20年5月30日厚生労働省健康局水道課長）により、水道事業者等は、「本ガイドラインを活用し、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、これまで以上に良質で安全な水道水の供給確保に努められたい。」とされている。
- 4 「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」（平成31年厚生労働省水道課）では、水道事業者等において実施することが必要な又は望まれる情報セキュリティ対策の項目及び水準が示されている。

協議第7号

浄水場等の運転管理業務の取扱いについて

浄水場等の運転管理業務について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会長 熊谷俊人

浄水場等の運転管理業務（調整項目番号87）

1 運転管理マニュアル

各団体ともに浄水方法や機械設備に応じて浄水場ごとに運転管理マニュアルを作成し、通常時及び停電等緊急時の運転管理を行っている。

各浄水場の特性に応じた対応を行う必要があることから、統合後も引き続き各浄水場の現行のマニュアルに基づき運転管理を行うこととする。

2 運転管理体制

各団体の浄水場は、安定的な供給や原水水質の変動に応じた浄水処理を的確に行う必要があるため、浄水場ごとに交替制勤務による24時間体制の運転管理を実施しており、統合後も引き続き現行の運転管理体制を継続することとする。

なお、各浄水場で直営、委託の別や職員の配置など運転管理体制に相違があることから、統合後において、各浄水場の運転管理体制のあり方について検討を行うこととする。

協議第8号

取水、導水、送水管の維持・修繕体制の取扱いについて

取水、導水、送水管の維持・修繕体制について、次のとおり提案する。

令和6年9月3日

九十九里地域・南房総地域の水道用水
供給事業者と県営水道の統合協議会
会 長 熊 谷 俊 人

取水、導水、送水管の維持・修繕体制（調整項目番号 103）

1 通常時の管路巡視・点検

水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、管路点検の実施内容及び頻度などが例示されており、両企業団においては、点検の実施にあたっては直営、委託の別や点検頻度に違いがあるものの、ガイドラインに基づき適切に実施していることから、統合後においても現行のとおりとする。

2 緊急時の管路巡視・点検

両企業団ともに、マニュアル等に基づき、緊急時の連絡体制を整備し、地震等の災害が発生した場合や事故等の通報を受けた場合には、臨時・緊急の管路巡視・点検を適時実施しているが、巡視・点検を実施する場合の震度など、点検実施の基準に相違があるため、統合時までに新用水供給事業として策定する危機管理対策マニュアルにおいて基準を統一し、適時実施していくこととする。

【参考】

「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」（令和5年3月厚生労働省）において、「管路の巡視・点検は、異状箇所の早期発見と管路事故の予防を目的とし、管路の重要度や老朽度等を勘案して基幹管路等を優先的に実施する。（中略）また、地震等の災害時についても、震度等その規模に応じた点検基準を定めておく。（後略）」とされている。